

令和7年度

保育園のご案内



飯綱町教育委員会 こども保育係

〒389-1293

飯綱町大字牟礼 2795 番地 1

TEL：026-253-4769(直通)

e-mail：hoiku@town.iizuna.nagano.jp

開庁時間： 8 時 30 分～17 時 15 分
(月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）)



飯綱町 PR キャラクター
「みつどん」

も く じ

教育・保育施設とは	1
教育・保育給付認定について	1
1. 認定の区分	1
2. 保育の必要量・保育時間	2
3. 保育を必要とする理由	2
4. 保育を必要とする理由に関する注意事項	4
新規入園・継続入園申込の手続きについて	6
1. 新規で入園を希望する方	6
2. すでに保育所（園）等を利用している方	7
3. 育児休業明けの申し込みについて	7
4. 飯綱町以外の施設を利用希望の方	7
5. 飯綱町に転入予定の方が転入前に申し込む場合	8
申し込みに必要な書類について	9
1. 町立保育園の入園にあたっての注意事項	11
2. 申し込みに関しての注意事項	11
保育料について	12
1. 幼児教育・保育の無償化制度について	12
2. 保育料の算定について	12
3. 保育料の納入について	12
4. 保育料の切り替えの時期について	13
5. 保育料の算定上、お手続きが必要な場合について	13
令和7年度保育料基準額表（3号認定）	14
保育料の軽減について	15
町立保育園について	16
1. 保育の休演日	16
2. 自由登園保育日	16
3. 土曜日の保育について	16
4. 保育園の開園時間および保育時間	17
5. 園バスについて	17
6. 延長保育について	17
7. 一時預かり保育について	18
認定こども園について	18

教育・保育施設とは

- 【幼稚園】 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
- 【認定こども園】 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
- 【保育所（園）】 就労などのため、家庭で保育することができない保護者に代わって保育をする児童福祉施設
- 【地域型保育事業】 保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業
 - ・ 小規模保育・事業所内保育・家庭的保育・居宅訪問型保育

令和7年度クラス年齢表

クラス	生 年 月 日
0 歳児	令和6年（2024年）4月2日 ～
1 歳児	令和5年（2023年）4月2日 ～ 令和6年（2024年）4月1日
2 歳児	令和4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
3 歳児（年少）	令和3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日
4 歳児（年中）	令和2年（2020年）4月2日 ～ 令和3年（2021年）4月1日
5 歳児（年長）	平成31年（2019年）4月2日 ～ 令和2年（2020年）4月1日

- 令和7年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。
- 年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

教育・保育給付認定について

保育所（園）や認定こども園、幼稚園（新制度移行済みの園）等の利用を希望する場合は、町に申請を行い、教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定の申請は各施設への申込みと同時に行うことができます。

保育所（園）等を利用するためには2号または3号認定を受ける必要があります。

1. 認定の区分

保護者の就労などによる保育の必要性和、子どもの年齢に応じて、3つに区分されます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で、教育を希望する子ども （2号認定を除く）	幼稚園※ 認定こども園 （幼稚園部分）
2号認定（保育認定）	満3歳以上で、保護者の就労等により 保育を必要とする子ども	保育所（園） 認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満で、保護者の就労等により 保育を必要とする子ども	保育所（園） 認定こども園 地域型保育

※新制度に移行している幼稚園が対象です（移行しているかどうかは施設におたずねください）。

2. 保育の必要量・保育時間

2号・3号認定は、保育を必要とする事由や家庭の状況等に応じ、施設を利用できる時間が保育標準時間と保育短時間の2つに区分されます。

保育の必要量の区分	保育時間
保育標準時間 1日11時間まで利用可能 （就労の場合、月120時間以上の勤務）	7:00 7:30 18:30 19:00 延長保育 ← 7:30~18:30 (最大11時間利用可能) → 延長保育
保育短時間 1日8時間まで利用可能 （就労の場合、月64時間以上の勤務）	7:00 8:30 16:30 19:00 延長保育 ← 8:30~16:30 (最大8時間利用可能) → 延長保育

保育時間は、認定された保育の必要量の範囲で保護者の就労時間、通勤時間やお子さんの状況等を踏まえて決まります。**保育の必要量は、最長で保育園等を利用することができる時間であり、そのままお子さんの保育時間となるわけではありません。**

3. 保育を必要とする理由

2号・3号認定をうけて、保育所（園）等で保育を希望する場合は、保護者（父母）及び同居する60歳未満の方が、次のいずれかに該当することが必要です。

「下の子の育児に手がかかるため」「同年代の友達と遊ばせたい」等の理由では利用することができません。

認定には有効期間があり、保育を必要とする理由によって異なります。（下表参照）

【保育を必要とする理由および内容等】

	保育を必要とする理由	内容（適用条件）	保育必要量	認定有効期間
1	就労	月64時間以上の就労を常態としていること ※農業の場合は上記に加え、耕作面積が30a以上、または耕作面積10a以上のハウス栽培に従事していること	月120時間以上の就労⇒保育標準時間	2号認定⇒小学校就学の始期に達するまで
			月64時間以上120時間未満の就労⇒保育短時間	3号認定⇒満3歳の誕生日の前々日まで
2	妊娠、出産	保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと	保育標準時間 または保育短時間	出産（予定）月とその2か月前が属する月の初日から2か月後が属する月の月末まで

3	保護者の疾病、障害	保護者が病気、負傷、心身に障害があること	実情に応じて認定	「1.就労」に同じ
4	同居または長期入院等している親族の介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う介護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者が常時その同居または長期入院・入所している親族の介護又は看護にあたっていること	実情に応じて認定	「1.就労」に同じ
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	保育標準時間	災害復旧が完了すると見込まれる日まで
6	求職活動（起業準備を含む）	求職活動を継続して行っていること	保育短時間	90日以内
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	保護者が1か月あたり64時間以上の就学していること（職業訓練校等における職業訓練を含む）	「1.就労」に準じる	卒業予定日または修了予定日
8	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業取得時に保育を利用している子どもが、次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合（※ただし、0歳児・1歳児のお子さんは原則退園となります）	保育短時間	実情に応じて認定
9	虐待やDVのおそれがあること	教育委員会こども保育係へご相談ください。	実情に応じて	「1.就労」に同じ
10	その他	育児休業を取得している保護者が家庭で保育所等に入園していない3歳以上児と育児休業の対象となる3歳未満児のお子さまを保育しており、3歳以上児のお子さまの新規入園を希望する場合	保育短時間	令和7年4月から1年間 ※途中入所はできません。
	末子の育児休業中の新規入園（特例利用）			
11	その他	教育委員会こども保育係へご相談ください。	実情に応じて	実情に応じて認定
	上記に類する状態として町長が認める理由			

4. 保育を必要とする理由に関する注意事項

(1)「1.就労」について

- フルタイム、パートタイム、夜間、自営業をはじめとした居宅内労働など、基本的にすべての就労を含みます。
- 家事、家業手伝い、家庭菜園等で給与を伴わない場合は該当しません。
- 就労状況等について、町から保護者や勤務先に対して確認する場合があります。
- 両親ともに就労時間が月 120 時間以上の場合は、短時間・標準時間どちらも利用できます。両親のうち 1 人の就労時間が月 64 時間以上 120 時間未満の場合は、短時間のみ利用できます。

(2)「2.妊娠、出産」について

- 認定期間は、出産予定日を基準に、2か月前が属する月の初日から、2か月が経過する日の属する月末までの合計5か月です。
(例) 出産予定日が6月中の場合、認定期間は4月1日から8月末日となります。
- 認定期間終了後も保育の継続利用を希望する場合には、《保育を必要とする理由》を証明する書類を添えて変更申請をする必要があります。
- ただし、継続利用ができるのは、生まれたお子さんの出産月よりも前から保育園を利用しており、「育児休業」へ変更する場合か生まれたお子さんの預け先があって「就労」に変更する場合です。

(3)「3.保護者の疾病、障害」について

- 治療または療養の期間が1か月以上に渡るものを指します。ただし、自宅療養者については、原則として、疾病、障害によって状态的に児童の保育に支障がある場合に限りま
- す。
- 診断書の内容について、町から保護者及び医療機関等に対して確認する場合があります。

(4)「4.同居または長期入院等している親族の介護・看護」

- 介護・看護を受ける方の状態や介護・看護に要している時間を総合的にみて、保育の必要性があるかを判断します。
- 介護・看護を受ける方の状態について、介護保険の利用状況や診断書の内容について、町から保護者及び医療機関等に対して確認する場合があります。

(5)「6.求職活動（起業準備を含む）」

- 面接のための企業訪問やハローワークでの相談など外出を必要とする活動、求職サイトや派遣会社への登録等の活動を指します。単なる求職サイトや求人情報誌の閲覧など客観的に証明できない場合は求職活動とみなされません。
- 認定期間が終わる前に『就労証明書』を提出することにより、以降も継続して保育園を利用することができます。提出がない場合は、期間満了をもって退園となります。
- 求職活動を理由としたまま期間満了等のために退園した場合、同じ年度内に再び求職活動を理由として入園することはできません。
- 起業準備を行っている場合は、入園月より 90 日以内に必要書類を準備し、提出してください。

(6)「7.就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）」について

- ・ 学校教育法に基づく学校への在学及び通学を指し、自動車学校・通信教育・カルチャースクール等は含みません。
- ・ 終了（卒業）後も、「就労」や「求職活動」により継続して保育を希望する場合は、認定期間が終わる前に《保育を必要とする理由》を証明する書類を添えて変更申請をする必要があります。

(7)「8.育児休業」について

- ・ 《保育を必要とする理由》における「育児休業」とは育児介護休業法により育児休業給付金が支給されている休業期間と、その休業期間に引き続いて勤務先で取得した育児休業期間を指します。
- ・ 育児休業中は本来、《保育を必要とする理由》に該当しませんが、育児休業取得時にすでに保育園等を利用しているお子さん（育児休業の対象となるお子さんを除く）が下記のいずれかに該当する場合は保護者の希望により継続利用を可能としています。

(ア) 育児休業取得時の年度初日において、満3歳以上（年少クラス以上）である場合

(イ) 育児休業取得時の年度初日において、満2歳以上（2歳児クラス）である場合

●ただし、育児休業中に退職した場合は利用を継続できません。

●0歳児、1歳児となるお子さんにつきましては、保育士の配置基準や施設規模等を考慮し、「妊娠・出産」の認定期間終了後に退園とさせていただきます。

(8)「9. その他 末子の育児休業中の新規入園（特例利用）」について

- ・ 育児休業中は本来、《保育を必要とする理由》に該当しませんが、育児休業を取得している保護者が保育施設等に入園していない3歳（年少）以上児と育児休業の対象となる3歳未満児のお子さんを家庭で保育している場合に特例で利用を可能とします。
- ・ 入園の対象となるお子さんは、3歳（年少）以上児のみとなります。
- ・ 入園月は年度初日（4月1日）からのみとし、年度途中（5月以降）の入園申し込みはできません。
- ・ 令和7年度中に育児休業が終了し、復職する場合には、育児休業の対象であった3歳未満児のお子さんの入園を認めます。（1次募集期間に育児休業の対象である3歳未満児のお子さんの入園申し込みを行ってください。）
- ・ 両親ともに育児休業を取得している場合は、対象外となります。

新規入園・継続入園申込みの手続きについて

1. 新規で入園を希望する方

入 園 説 明 会

- 町立保育園入園に関する説明会を行います
- 日時：令和6年10月15日（火） 午前10時～
- 会場：町民会館 元気の館

入 園 申 込 み （1次募集）

- 必要書類を揃え、下記申込受付期間中に提出してください。
- 令和7年4月～令和8年3月に入園を希望されるすべての方が対象です。
- 申込受付期間：令和6年10月21日（月）～11月11日（月）
- 提出先：飯綱町教育委員会こども保育係（飯綱町役場内）
※ 郵送の場合は受付締切日必着

審 査

- 提出された書類の記載内容等について、担当係にて審査を行います。
- 書類内容に不明な点があった場合、勤務先や保護者に対して電話等の問い合わせを行う場合があります。
- お問い合わせいただいたとしても、入所の可否についてお答えをすることはできません。

入園申込み （2次募集）

- 必要書類を揃え、下記申込受付期間中に提出してください。
- 申込み可能な方：
 - ・1次募集期間以降に出産され、年度途中で育児休業から復職する方
 - ・1次募集期間以降に飯綱町に転入予定の方
- 申込受付期間：令和6年2月3日（月）～2月10日（月）
- 提出先：飯綱町教育委員会こども保育係（飯綱町役場内）
※ 郵送の場合は受付締切日必着
- 空きがある場合のみ入園が可能です。ご希望の園に入園できない場合もございます。

入 園 決 定

入園に関する下記の書類を発送します。

- ・認定通知書
- ・保育利用決定通知書

※ 令和7年1月下旬を予定しています。

入 園 決 定

入園に関する下記の書類を発送します。

- ・認定通知書
- ・保育利用決定通知書

※ 令和7年3月中旬を予定しています。

2. すでに保育所（園）等を利用している方

現在、入園している保育所（園）等に次年度も継続して入園を希望する・町内の他の保育所（園）等に転園を希望する等の意向確認のため、現況届を提出していただく必要があります。
この現況届によって、保育を必要とする理由や状況に引き続き該当しているかの状況確認をさせていただきます。

- 必要書類を揃え、下記期間中に提出してください。
- 提出期限：令和6年11月11日（月）
- 提出先：町立保育園ご利用の場合 ⇒ 現在お子さまが通園している保育園
それ以外の施設を利用している場合 ⇒ 飯綱町教育委員会こども保育係（飯綱町役場内）
※ 郵送の場合は受付締切日必着

3. 育児休業明けの申し込みについて

- ・ 育児休業が終了し復職する場合、復職日の属する月の初日以降の保育施設のご利用が可能です。
（例）復職日が5月25日の場合 ⇒ 5月1日からご利用が可能
- ・ 育児休業が月末に終了し、翌月1日に復職する場合には育児休業終了日の属する月の初日以降の保育施設のご利用が可能です。
（例）4月30日までに育児休業が終了する場合 ⇒ 4月1日からご利用が可能
※ ただし、5月1日までに復職することが条件です。
- ・ 就労先が作成した「就労証明書」に育児休業の取得期間・復職日、復職後の勤務内容について記載があるか確認し、提出してください。
- ・ 復職日から2週間以内に「復職証明書」を提出してください。

4. 飯綱町以外の施設を利用希望の方

飯綱町に住所があるお子さんが町外にある保育施設の利用を希望する場合（広域利用）

町外にある保育施設を利用できる主な理由は以下のとおりです。

- ① 保護者の就労場所が町外にあり、就労時間と通勤時間を考慮したときに送迎に無理がある場合
 - ② 里帰り出産で実家等の援助が必要な場合
- ・ 飯綱町教育委員会こども保育係まで事前にお問い合わせください。
 - ・ 利用の調整は、希望する施設の所在する市町村が行います。その市町村の住民が優先されますので、ご希望に添えない場合があります。なお、年度ごとに申請が必要となります。
 - ・ 保育料は飯綱町が決定した金額をお支払いいただきます。

5. 飯綱町に転入予定の方が転入前に申し込む場合

- ・ 入園月の前月末までに転入の届出をしてください。転入届をすることを前提に申し込みを受け付けます。
- ・ 必ず事前にこども保育係までお問合せください。
- ・ 必要書類の郵送を希望する場合は、こども保育係（026-253-4769）までお電話ください。

申し込みに必要な書類について

- ☐ 【新規のみ】支給認定申請書 兼 保育園等入園申込書
- ☐ 【継続のみ】現況届 兼 保育園等継続（変更）申込書
- ☐ 【全員】保育を必要とする理由を証明する書類
- ☐ 【全員】保育園等入園申込提出書類チェックリスト
- ☐ 【新規のみ】口座振替依頼書（※兄弟姉妹の通園等で既に口座登録している方は不要）
- ☐ 【該当の方のみ】

令和6年1月1日または令和7年1月1日時点で飯綱町に住民登録のない方は、以下のいずれかの課税状況がわかる書類が必要です。

- ・ 所得課税（非課税）証明書
- ・ 住民税決定通知書の写し
 - ◆ 令和7年4月～8月に入園希望⇒令和6年度の課税状況がわかる書類
 - ◆ 令和7年9月～令和8年3月に入園希望⇒令和7年度の課税状況が分かる書類

※ 必要に応じ、別途書類の提出をしていただくことがありますのでご了承ください。

【保育を必要とする理由ごとの必要書類】

※ 保護者（父母）及び同居する60歳未満の方（学生を除く）について次のいずれかの書類が必要です。

	保育を必要とする理由	必要書類	
1	就労 （育児休業から復帰する場合も含む）	被雇用者	☐ 就労証明書
			下記に該当する方は追加で書類が必要となります。
		専従者の方	☐ 青色事業専従者給与に関する届出書
		親族経営の会社にお勤めの方	☐ 公的に給与支払いを証明できる書類の写し（確定申告書、源泉徴収票、賃金台帳、給与支払報告書等）
		自営業 個人事業主の方	☐ 就労証明書 ☐ 自営業にかかる就労状況申告書（町様式） ☐ 開業届または登記簿謄本（全部事項証明書）の写し
			開業時期により必要書類が異なります。
			令和6年以前に開業した場合
			●青色申告 ⇒ 確定申告書の写し（第1表、第2表、申告決算書一式） ●白色申告 ⇒ 確定申告書の写し（第1表、第2表、収支内訳書）

		令和6年1月1日以降に開業した方
		☐ 収入支出がわかる書類の写し （通帳、収入支出台帳（任意のもの）など） ☐ 事業内容がわかる書類 （ホームページ、パンフレット など） ☐ 開業準備に係る消耗品、備品等を購入した領収書
2	妊娠、出産	母子健康手帳の表紙、出産予定日がわかる部分の写し
3	保護者の疾病、障害	☐ 診断書（町様式） ☐ 次のいずれかの書類の写し ※お持ちの方のみ （身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 など）
4	同居または長期入院等している親族の介護・看護	☐ 介護・看護状況申告書（町様式） ☐ 次のいずれかの書類の写し （診断書、障害者手帳、介護保険被保険者証 など）
5	災害復旧	り災証明書
6	求職活動（起業準備を含む）	☐ 求職活動・起業準備状況申立書（町様式） ☐ 次のいずれかの書類の写し （ハローワーク受付票、雇用保険受給者資格証、就職斡旋機関登録画面など）
7	就学	☐ 時間割（カリキュラム）の写し ☐ 次のいずれかの書類の写し （在学証明書（就学先の公的証明がされているもの）、学生証、ハローワーク発行の指示書）
8	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	☐ 就労証明書 （育児休業の取得期間と復職（予定）年月日の記載があるもの）
9	虐待やDVのおそれがあること	教育委員会こども保育係へご相談ください。
10	その他 末子の育児休業中の新規入園（特例利用）	☐ 就労証明書（育児休業の取得期間と復職（予定）年月日の記載があるもの） ☐ 末子の育児休業中における3歳以上児の入園希望申立書（町様式）
11	その他 上記に類する状態として町長が認める理由	教育委員会こども保育係へご相談ください。

1. 町立保育園の入園にあたっての注意事項

- ・ 0歳児については、**6ヵ月経過した児童から入園することができます。**
- ・ 入園年齢は、入園年度の4月1日現在の年齢となります。
- ・ 地区による保育園の指定はありませんが、町内小学校入学に際しては学区が牟礼小学校区、三水小学校区と住所にて分かれています。将来的な小学校区を考慮し保育園を選択してください。
- ・ 「同年齢の友だちと遊ばせたい」「集団生活に慣れさせるため」「下の子どもの育児に手がかかるため」等の理由では入園できません。
- ・ 入園後、保育を必要とする要件に該当しなくなった場合は退園していただきます。

※ 入園の決定は、入園申込書・就労証明書等に基づいて、保育の必要性の高い児童から行います。入園希望者が定員を超えている場合は、入園調整を行うことになりますのでご承知おきください。

2. 申し込みに関する注意事項

- (1) 就労証明書等は、**3か月以内に証明されたもの**を提出してください。
- (2) 「提出書類チェックリスト」にて提出書類を確認の上、不備のないよう揃えて申込期間内に申込みをしてください。申込みの際、証明書類等が揃っていない場合は受付できません。
- (3) 就労証明書は保護者（父母等）1名に対し1枚ご用意いただき、入園・継続利用希望のお子さんが複数名いる場合には、原本をコピーし、原本は1番上のお子さんに、写しは下のお子さんに添付してください。
- (3) 申込書類すべてに、消せるボールペンや鉛筆、修正液等の使用はできません。
- (4) 保育を必要とする理由について、ご提出いただいた書類だけでは確認ができない場合、追加の資料を求めることがあります。
- (5) 申込み後に、家庭の状況等に変更があった場合には、速やかにご連絡ください。
- (6) **書類に虚偽の記載があった時には入園または利用を取り消します。**
- (7) 継続利用の場合、保育を必要とする理由に引き続き該当すると認められなかった場合、保育施設を継続して利用することはできません。

保育料について

1. 幼児教育・保育の無償化制度について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまりました。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスのお子さんおよび住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料が無償化となります。

- ・ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
※ 幼稚園、認定こども園（教育部分）については、満3歳から無償化の対象となります。
- ・ 新制度に移行していない幼稚園については、月額上限 2.57 万円まで無償化となります。
- ・ 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはなりません。ただし、飯綱町では町内に住所がある年少以上のお子さんの副食（おかず・おやつ等）の費用は町で負担しています。

2. 保育料の算定について

- （1）町の基準により決定した金額となります。
- （2）保育料は保護者（父母等）の市町村民税所得割課税額、保育の必要量などにより算定します。
- （3）保育料を算定する際の市町村民税額は、税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）の適用を受ける前の額により算定します。
- （4）令和6年度実施の定額減税の取扱いについて
令和6年度住民税（所得割）において定額減税が実施され、令和7年4月～9月分の保育料においては定額減税反映後の住民税を用いて算定します。
- （5）月途中の入園および月途中の退所の場合は、日割り計算により保育料を算定します。
- （6）一般的には、児童の父母の課税合算額により保育料を算定しますが、父母の収入では家計を維持することが困難とみなされるときは、父母以外（祖父母等）の扶養義務者の課税額を合算します。なお、税法上、父母以外の者が対象児童を扶養控除としている場合も同様となります。

3. 保育料の納入について

- ・ 保育料は、口座振替で毎月納入をしていただきます。
- ・ 延長保育料、一時保育料、園バス使用料については、実績確認後の翌月に納入していただきます。
- ・ 口座振替は各月末日となります。（末日が祝祭日等の場合は、金融機関の翌営業日となります。）毎月の口座引落日の前には、必ず残高の確認をお願いします。

4. 保育料の切り替えの時期について

保育料は毎年9月に切り替えを行います。令和7年4月から8月分の保育料は令和6年度の市町村民税額を基に算定し、令和7年9月から令和8年3月分は令和7年度の市町村民税額を基に算定します。そのため、9月分から金額が変更になる場合があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度の市町村民税額に基づき算定						令和7年度の市町村民税額に基づき算定					

5. 保育料の算定上、お手続きが必要な場合について

(1) 未申告の方について

保育料算定の際、父母や父母以外の扶養義務者のなかに確定申告等をされていない方がいましたら、速やかに役場税務会計課にご相談ください。なお、確定申告等をされておらず市町村民税が確定していない場合は、下記の方法で保育料を暫定的に算定し徴収ようになります。

- 直近の年度において、既に確定している課税額により保育料を算定する。
- 直近の年度における課税額が不明である場合については、現時点において把握できる課税額に基づき保育料を判定し、更に階層区分を2段階繰り上げた保育料を徴収する。

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯の方について

父母の市町村民税所得割合計額が77,101円未満で在宅障害者(児)と同居の世帯は保育料が軽減されます。

【対象となる世帯】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ② 障害年金の受給者がいる世帯
- ③ 特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯

【提出書類】

- ①の場合：対象者の手帳の写し
- ②の場合：対象者の年金証書の写し
- ③の場合：対象者の受給資格者証の写し

【手続きについて】

- ・入園申込書とあわせてご提出ください。
- ・なお、入園後に対象となった場合にはすみやかに書類のご提出をお願いいたします。写しの提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌日から変更となります。遡っての変更はできません。

令和7年度保育料基準額表【3号認定】

保育園・認定こども園（保育園部分）

（月額 単位：円）

階層 区分	区分内訳		3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護等世帯		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税均等割のみ課税または所得割課税額48,600円未満	母子・父子又は障害者等世帯	6,900	6,900
C2		その他の世帯のうち均等割のみ課税世帯	7,800	7,800
C3		C1,C2 以外の世帯	8,800	8,800
D1-1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満		13,200	12,900
D1-2	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 64,800円未満		13,200	12,900
D2-1	市町村民税所得割課税額 64,800円以上 77,101円未満		15,700	15,400
D2-2	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 80,900円未満		18,200	17,800
D3	市町村民税所得割課税額 80,900円以上 97,000円未満		23,200	22,800
D4	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 121,000円未満		28,300	27,800
D5	市町村民税所得割課税額 121,000円以上 145,000円未満		33,400	32,800
D6	市町村民税所得割課税額 145,000円以上 169,000円未満		38,700	38,000
D7	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満		43,300	42,500
D8	市町村民税所得割課税額 213,000円以上 257,000円未満		47,900	47,000
D9	市町村民税所得割課税額 257,000円以上 301,000円未満		52,500	51,600
D10	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		53,600	52,600
D11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		56,300	55,300

保育料の軽減について

(1) 第2子以上の児童入園に伴う保育料

生計を一つにしている世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は地域型保育事業若しくは児童デイサービスを利用している場合において、次表により計算して得た額をその児童の利用者負担額とします。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

児童区分	徴収金額
最も年齢が高い（徴収基準額が低い）児童 （同年齢で2人以上の場合は、そのうち1人とする）	徴収基準額
次に年齢が高い（徴収基準額が低い）児童 （同年齢で2人以上の場合は、そのうち1人とする）	徴収基準額の1 / 2
上記以外の児童	無料

(2) 低所得世帯等の保育料（今後変更の予定）

次の世帯において、階層区分が下記に該当する場合、兄・姉等の年齢に関わらず、生計を一つにしている子ども等のうち最も年長の子どもの等から順にカウントし、次表により計算して得た額をその児童の利用者負担額とします。

区分	階層区分	半額	無料
ふたり親世帯	C1～D 1－1	第2子	第3子以降
母子・父子・障害等世帯	C1～D 2－1	第1子	第2子以降

(3) 多子世帯の第3子以降に対する減免措置（今後変更の予定）

生計を一つにしている世帯に、各年度の初日の前日において扶養している子が3人以上いる場合において、そのうち第3子以降の入所児童については保育料の3割が軽減となります。なお、(3)に該当する者は表により計算して得た額の3割を軽減となります。ただし、3割に当たる額が6,000円に満たないときは6,000円を軽減し、軽減後の額に10円未満の端数があるときは切り捨てた金額となります。

町立保育園について

施設名	所在地	定員	開所時間	受入年齢	一時的保育	電話番号
りんごっ子保育園	柳里 467 番地	60	7:00~19:00	6か月~	○	253-1201
南部保育園	豊野 1550 番地 1	90	7:00~19:00	6か月~	○	253-7153
さみずっ子保育園	普光寺 170 番地 4	90	7:00~19:00	6か月~	○	253-8800

1. 保育の休園日

- ・ 日曜祝日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日
- ・ 園長が町長の承認を得て定めた日

2. 自由登園保育日

下記期間は、自由当園（希望登園）として保育園を開園しています。

【自由登園日（希望登園）】

	期間	令和7年度 実施保育園
夏期	8月10日~17日（日曜日・祝日を除く）	調整中（3園いずれかで実施）
冬期	1月 4日~ 7日（日曜日・祝日を除く）	調整中（3園いずれかで実施）
年度末	卒園式の翌日~3月31日（日曜日・祝日を除く）	各園で実施
土曜日	毎週（祝日を除く）	調整中（3園いずれかで実施）

3. 土曜日保育（自由登園）について

- ・ 土曜日保育（自由登園）は飯綱町に住所があり、保育園に入園している児童のうち、保護者の就労等やむを得ない理由で、ご家庭で保育ができない児童を預かります。
- ・ 給食はありませんので、午後まで保育が必要な場合はお弁当を持参してください。
- ・ その他年齢に応じて必需品を持参していただきます。
- ・ **あくまでも通常保育の延長になりますので、午後のみ等途中からの利用はできません。**
- ・ 土曜日保育（自由登園）を利用されたご家庭は乳幼児の心の安定を考慮し、平日に保育園をお休みし、保護者と一緒に過ごせる日を設定していただいています。

【申し込みについて】

- 利用を希望する前の月の20日までに利用申込書を提出してください。
- 申し込み先：お子さんが通園している園

4. 保育園の開園時間および保育時間

- 午前 7 時から午後 7 時まで開園しています。保育を必要とするお子さんは、認定を受けた区分により、下記の時間を限度として保育を受けることができます。

区分	保育時間
保育標準時間	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

5. 園バスについて

- 各保育園で定められた運行路の範囲内での利用となります
- 園バスの利用ができるのは、**3歳児クラス以上**のお子さんのみです。
- 利用料は、実績確認後の翌月に口座振替にて納入していただきます。
- 各保育園で利用者が少ない場合は利用をお断りすることがあります。

【園バス利用料（月額）】

契約区分	利用料	申込み先
往復利用	2,000円	各保育園へ直接申込み
片道利用	1,000円	

6. 延長保育について

- 延長保育は、「就労」の認定を受け、保護者の勤務時間+通勤時間を考慮した通常の保育利用時間を超えて、急な残業等がある場合のみ利用できます。事前に利用申込みをしていた場合であっても残業時間等の変更により、早めのお迎えが可能な際にはご協力をお願いいたします。
- 保護者の仕事がお休みの場合は、16 時 30 分までの迎えとし延長保育の利用はできません。
- 園児の送迎は保護者が行ってください。保護者以外の迎えの場合、必ず保育園に連絡してください。**
- 延長保育料は、利用月の翌月末に納入していただきます。

【延長保育料（月額）】

	保育時間	延長保育料
朝	午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分	無料
夕	午後 4 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 30 分まで 無料 午後 6 時 31 分～午後 7 時まで 月額 1,000 円 ※ 同月内に何回利用しても同額です

【申し込みについて】

●保育標準時間認定の方

⇒ 保育園で登降園時間の把握をするため、**年度当初**にお申込みください。

また、年度途中で利用の仕方が変わる場合は保育園までご相談ください。

●保育短時間認定の方

⇒ **利用を希望する前の月の20日まで**にお申し込みください。

※ 頻繁にご利用になる場合には、変更認定が必要となりますのでご相談ください。

●申し込み先：お子さまが通園している園

6. 一時預かり保育について

保護者の就労、職業訓練、疾病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ（私的要件）、求職活動等の理由により、**週3日を限度**として一時的に保育が必要な子どもを預かります。

対 象	保育園、認定こども園、幼稚園等に入園していない就学前の児童 （生後6か月以上経過していること）
保 育 時 間	午前8時30分から午後4時30分（月曜日～金曜日） ※土曜日・日曜日・祝日・12/29～翌年1/3・自由登園日は実施しません。
利 用 方 法	利用にあたっては事前に申し込みが必要です。 ① 利用を希望する 保育園 へ電話でお問い合わせください。 ② 一時的保育利用申請書に必要事項を記入し、 <u>利用を希望する前の月の20日までに</u> 直接利用を希望する施設へご提出ください。 ※緊急の場合は、ご相談ください。

【一時的保育料】

区分	3歳未満児	3歳以上児	食事代	おやつ代
4時間まで	1,200円	600円	1食170円	1食60円
4時間超8時間まで	2,400円	1,200円		

認定こども園について

町内には私立の認定こども園があります。

施設名	所在地	定員	電話番号
認定こども園 大地	倉井379番地	1号 15名 2号・3号 10名	026-253-8902

※ 詳細につきましては、園へ直接お問い合わせください。

————— MEMO —————